

パートナーシップ構築宣言

取組状況アンケート 結果概要

2022年3月
中小企業庁

「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「**パートナーシップ構築宣言**」は、事業者が、**取引先との共存共栄を目指し、**下記に取り組むことを「**代表権のある者の名前**」で宣言し、ポータルサイトで**公表**するもの。
 - (1) **サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携** (IT実装、BCP策定、グリーン調達への支援等)
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行 (「振興基準」) の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野** (①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」(2020年5月)において、**導入を決定**。
- 成長戦略実行計画(閣議決定)において「**本年度中に2,000社の宣言**」を目標を掲げており、2021年10月に目標を達成。**3月25日時点で6,800社超の企業が宣言**。(うち大手企業数(3億円超)の割合は1割程度)

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

親会社・発注者

宣言!

3. 宣言を行うメリット

1. ロゴマークを利用可能
2. 補助金の加点
(ものづくり補助金、事業再構築補助金、省エネ補助金等)



2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官(衆・参)、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月に開催。
- ✓ 第3回は2022年2月10日に実施し、経産大臣から宣言に関する現状と今後の取組について説明した他、「取引適正化に向けた5つの取組」を実施することを発表。



調査の趣旨

パートナーシップ構築宣言をした事業者全社（4562者：1月時点）に対して、宣言された内容の実効性を把握するために、以下の3分野に関してWEBアンケート調査。

①宣言文の周知状況

－ 宣言文が、取引先や社内の調達部門に対し、どのように周知されているか 等

②サプライチェーン全体での付加価値向上、共存共栄に向けた取組

－ どのような分野で、どんな取組を行っているか/いないか。特にデジタル分野での取り組み状況 等

③ 取引関係の適正化（下請け振興基準の遵守）

－ 価格交渉の実施状況 等

調査期間：2022年 1月12日～3月12日。

回答率：全社ベースでは43%。うち大企業（資本金3億円超）では70%。

	調査対象の事業者数 (2022年1月11日時点で宣言した事業者)	回答者数 (回答率)
宣言した企業全体	4562者	1966者 (43%)
うち大企業 (資本金3億円超)	462者	325者 (70%)

1. 宣言に関する周知の状況

2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組について

3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組について

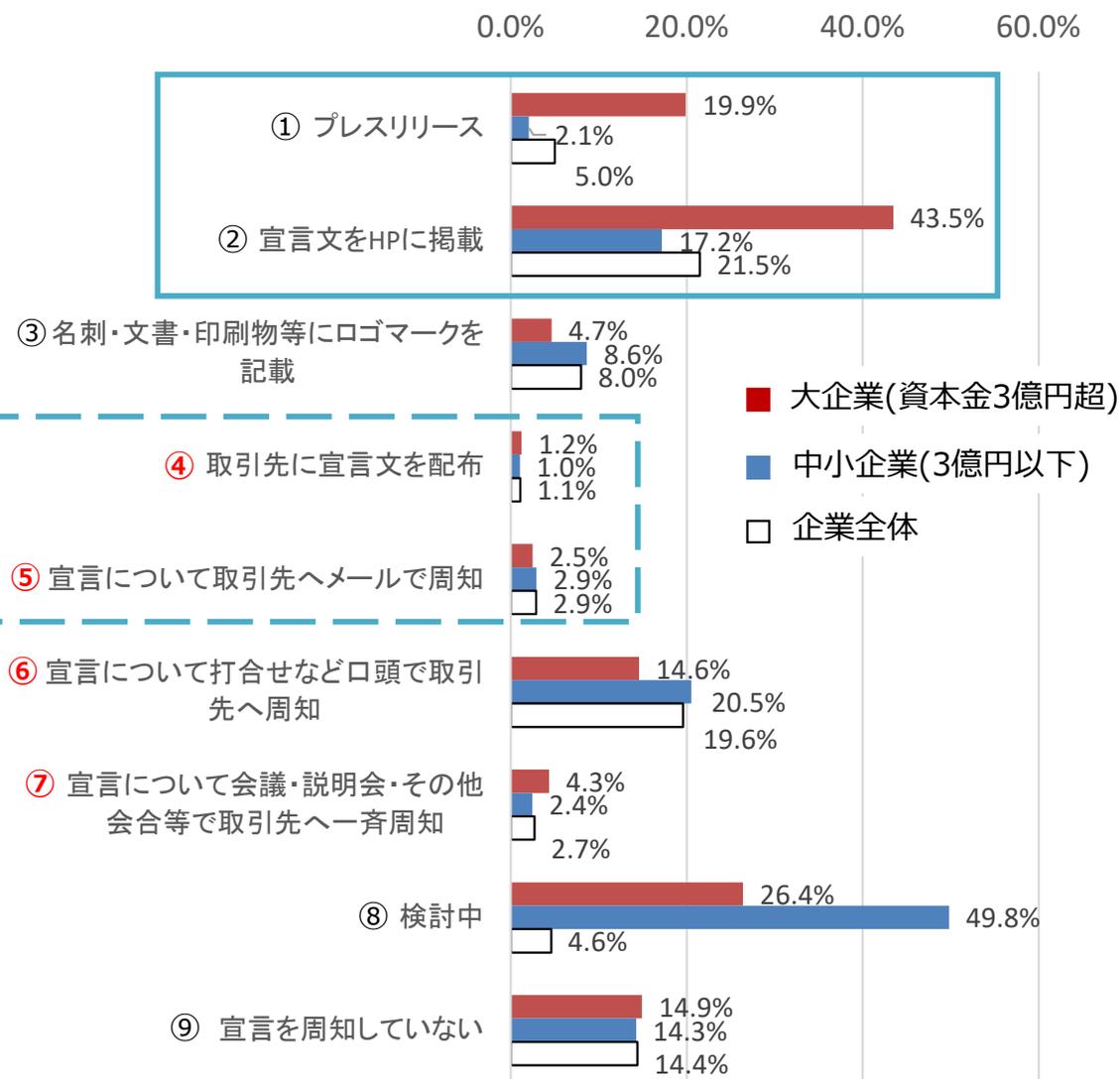
4. その他、(2、3に関して) 独自の取組み・工夫の例

5. 今後の対応

1. 宣言に関する周知の状況 (①)

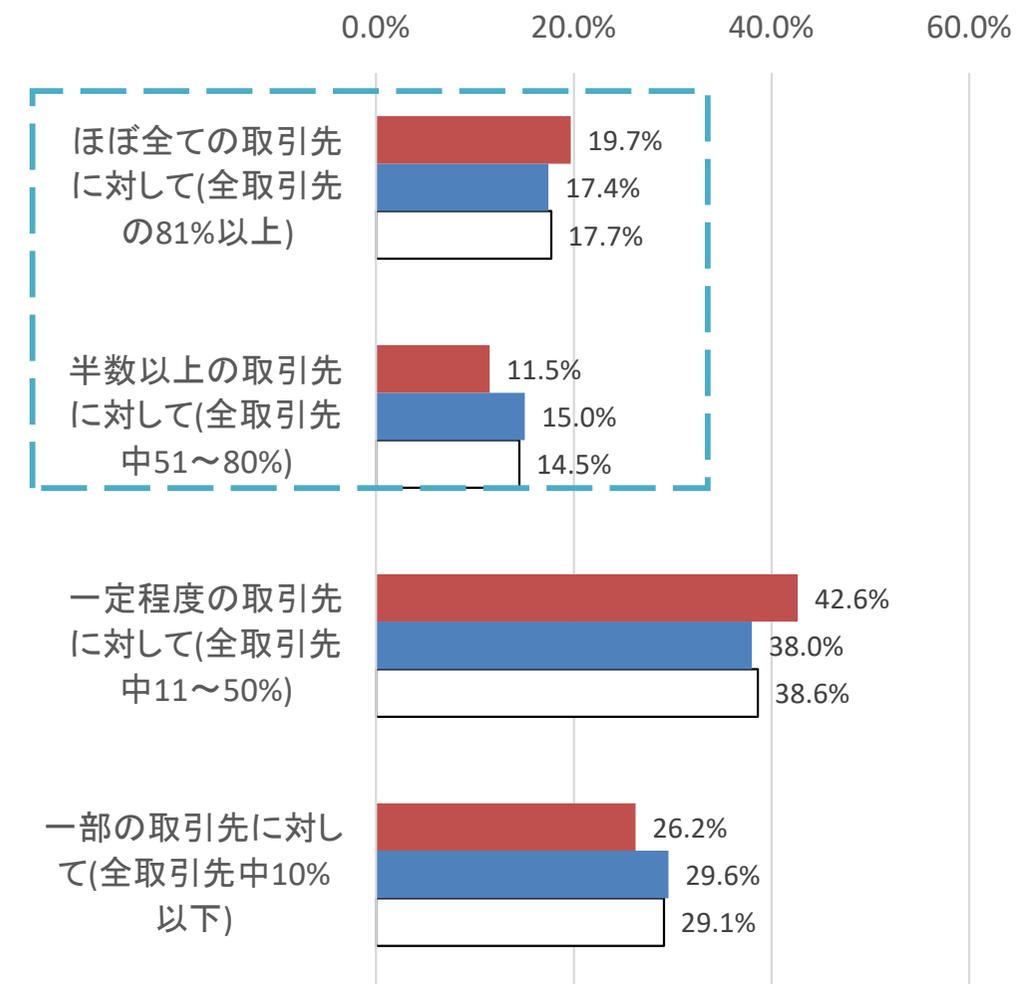
- **取引先への宣言周知については、HP掲載やプレスリリースが多く、大企業で4割程度。宣言文配布やメールにより、個別の取引先に周知している例もある。**
- **半数以上の取引先に対し、周知している企業は3割程度。**

取引先に対する宣言の周知方法 (複数選択可)



宣言をどの程度の取引先に周知しているか

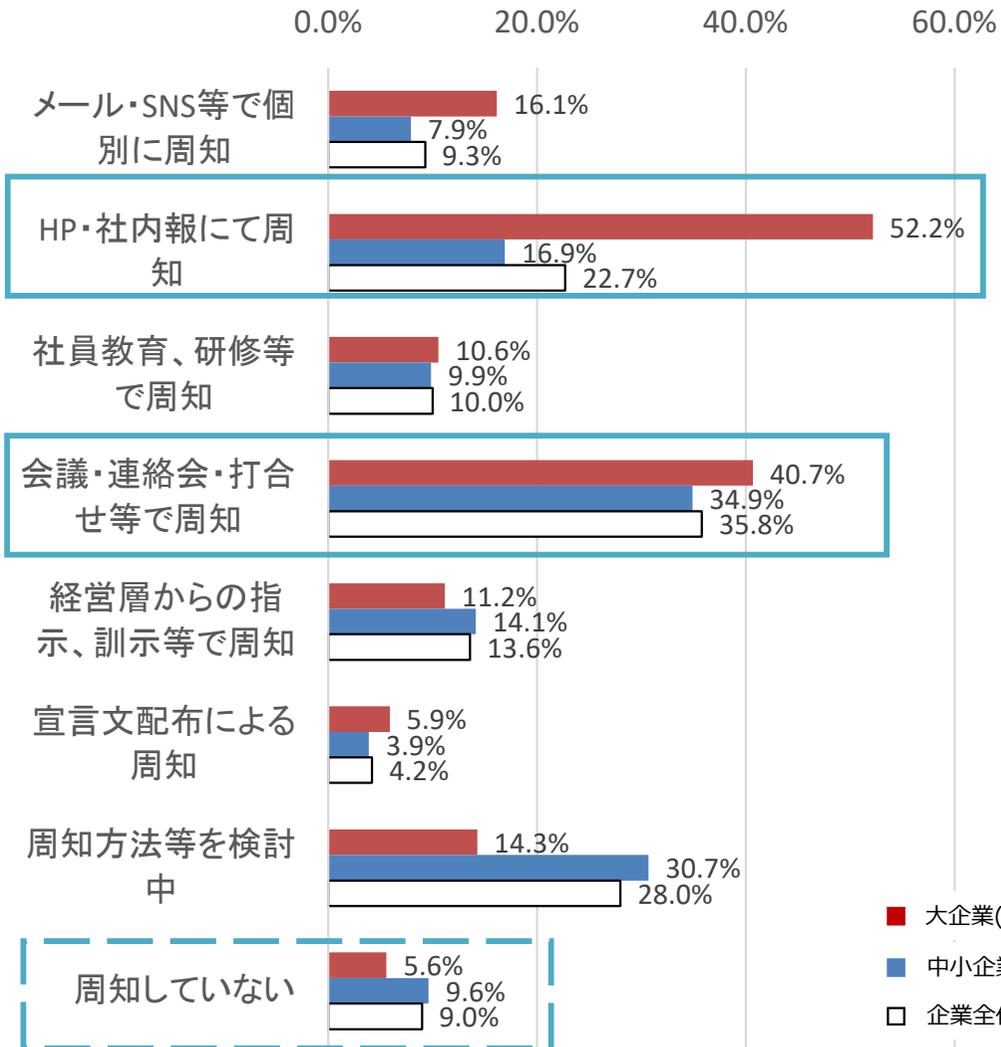
(左記で④～⑦のいずれかまたは全てを選択した者のみ回答)



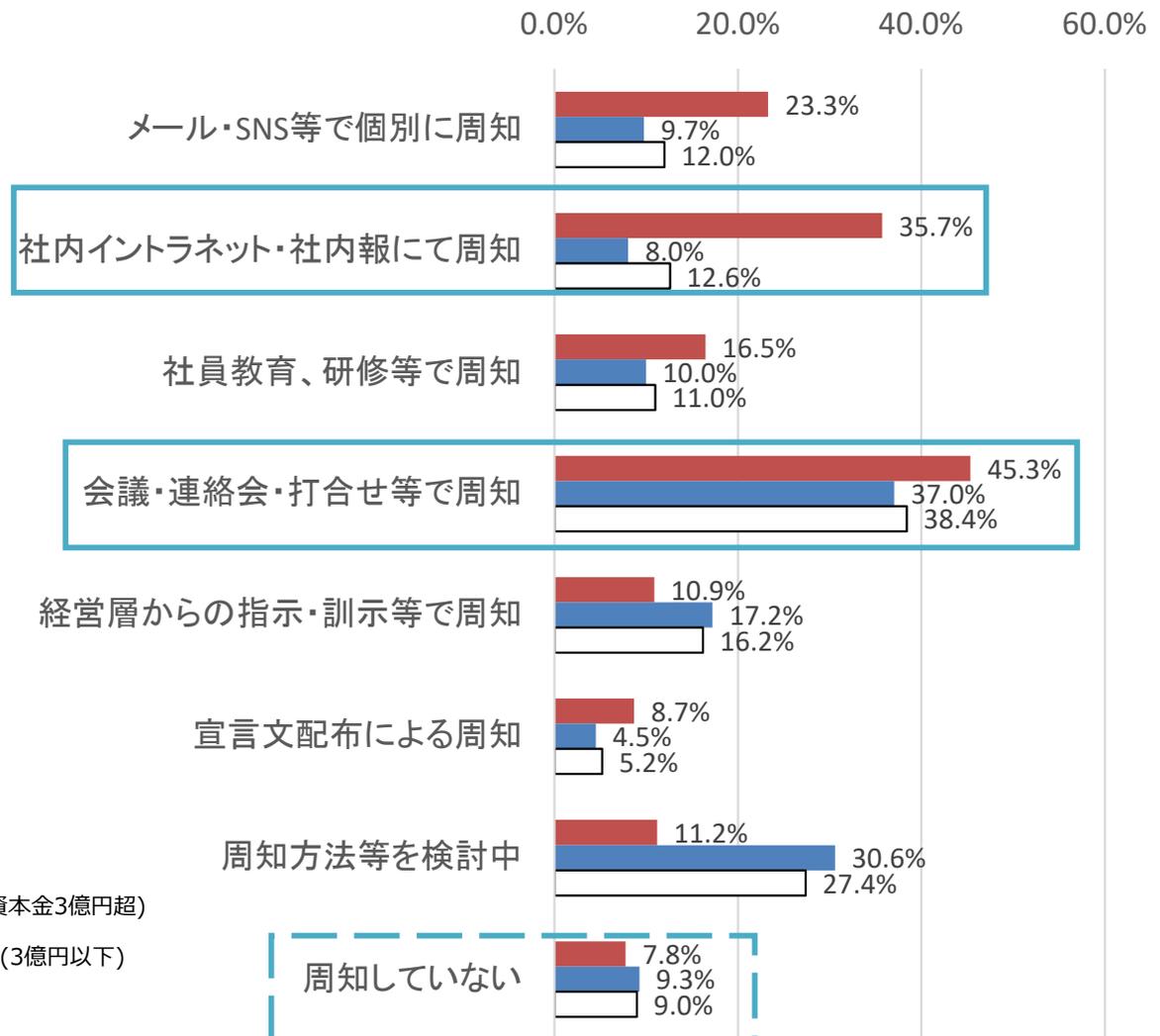
1. 宣言に関する周知の状況 (②)

- **社内全体**や、**調達・購入担当**への宣言周知については、HPや会議・打合せで周知している例が多い。
- 周知をしていない企業も一部存在。

社内全体に対する宣言の周知方法 (複数選択可)



調達・購入担当等への宣言周知方法 (複数選択可)

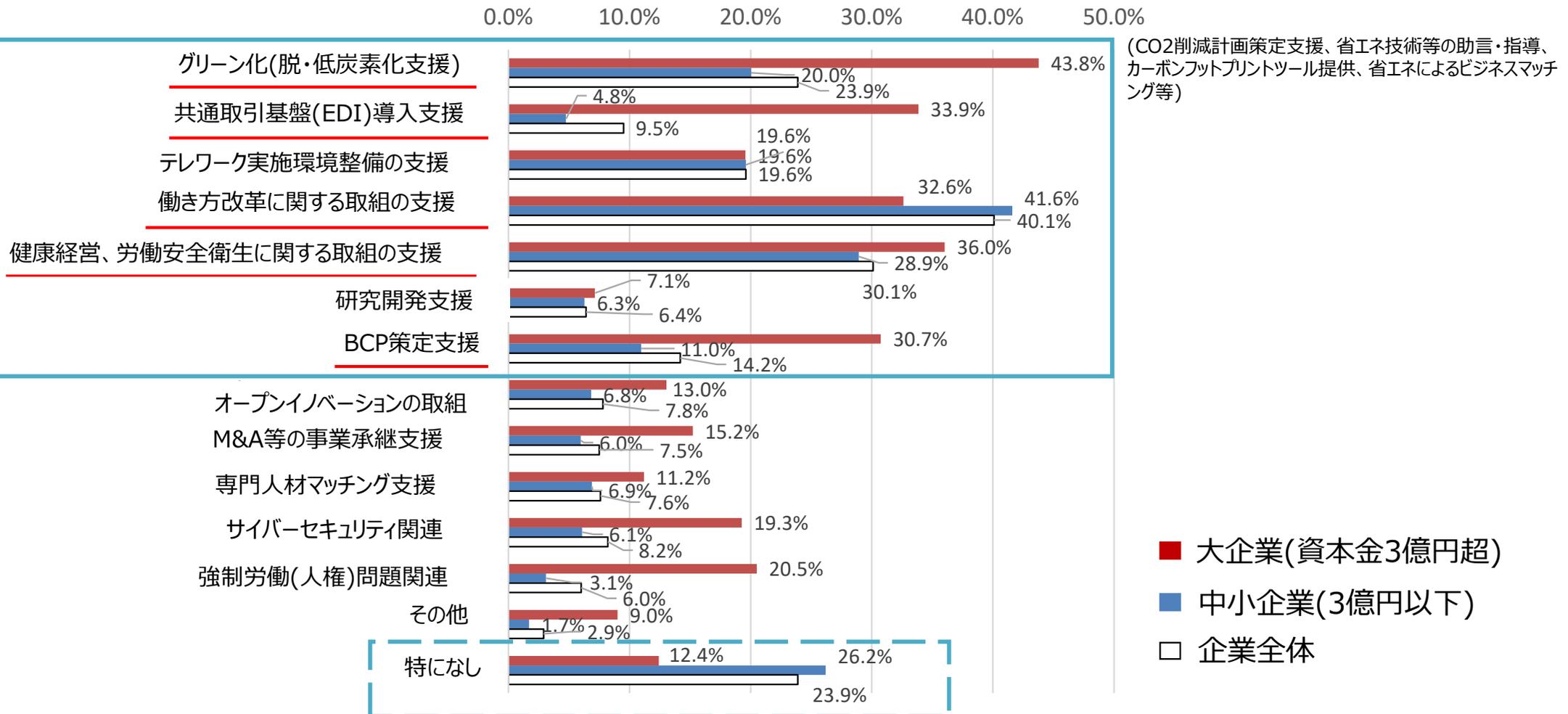


1. 宣言に関する周知の状況
- 2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組について**
3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組について
4. その他、（2、3に関して）独自の取組み・工夫の例
5. 今後の対応

2. サプライチェーン全体の付加価値向上に向けた取組 (①)

- サプライチェーン全体の付加価値向上に関する取組について、(牽引役が期待される) **大企業ではグリーン化支援の分野が最も多く(約4割)、健康経営等に関する取組の支援、EDI** (取引情報の電子データ交換) **導入支援、働き方改革に関する取組の支援、BCP策定支援と続く。**
- 一方、**特になしが全体で1~2割存在。**

サプライチェーン全体の付加価値向上に関して取り組んでいるテーマや社会課題 (複数選択可)

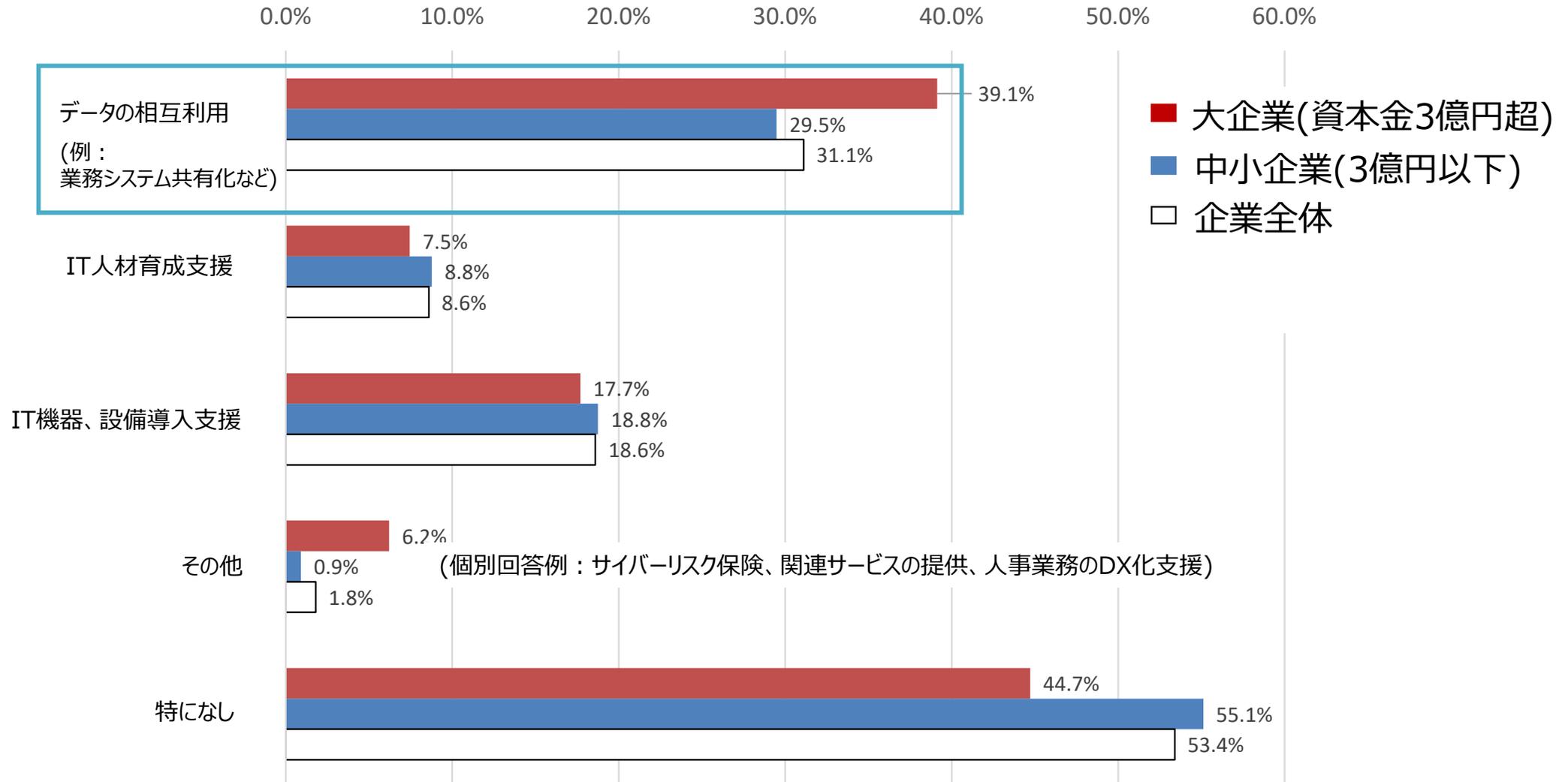


※ : デジタル化、IT実装支援については、別途照会。次ページ参照

2. サプライチェーン全体の付加価値向上に向けた取組 (②)

- デジタル化、IT実装支援については、約4割の大企業が実践。
- 具体的には「データの相互利用」が最も多く、IT機器・設備の導入支援、IT人材育成支援と続く。

IT実装に関する取引先への支援内容（複数選択可）



1. 宣言に関する周知の状況

2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組について

3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組について

重点5分野：①価格決定方法、②型管理などのコスト負担※、③手形などの支払い条件、
④知的財産・ノウハウ、⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

※型を活用した取引は一部の業種に限られるため、調査項目からは除外。

4. その他、（2、3に関して）独自の取組み・工夫の例

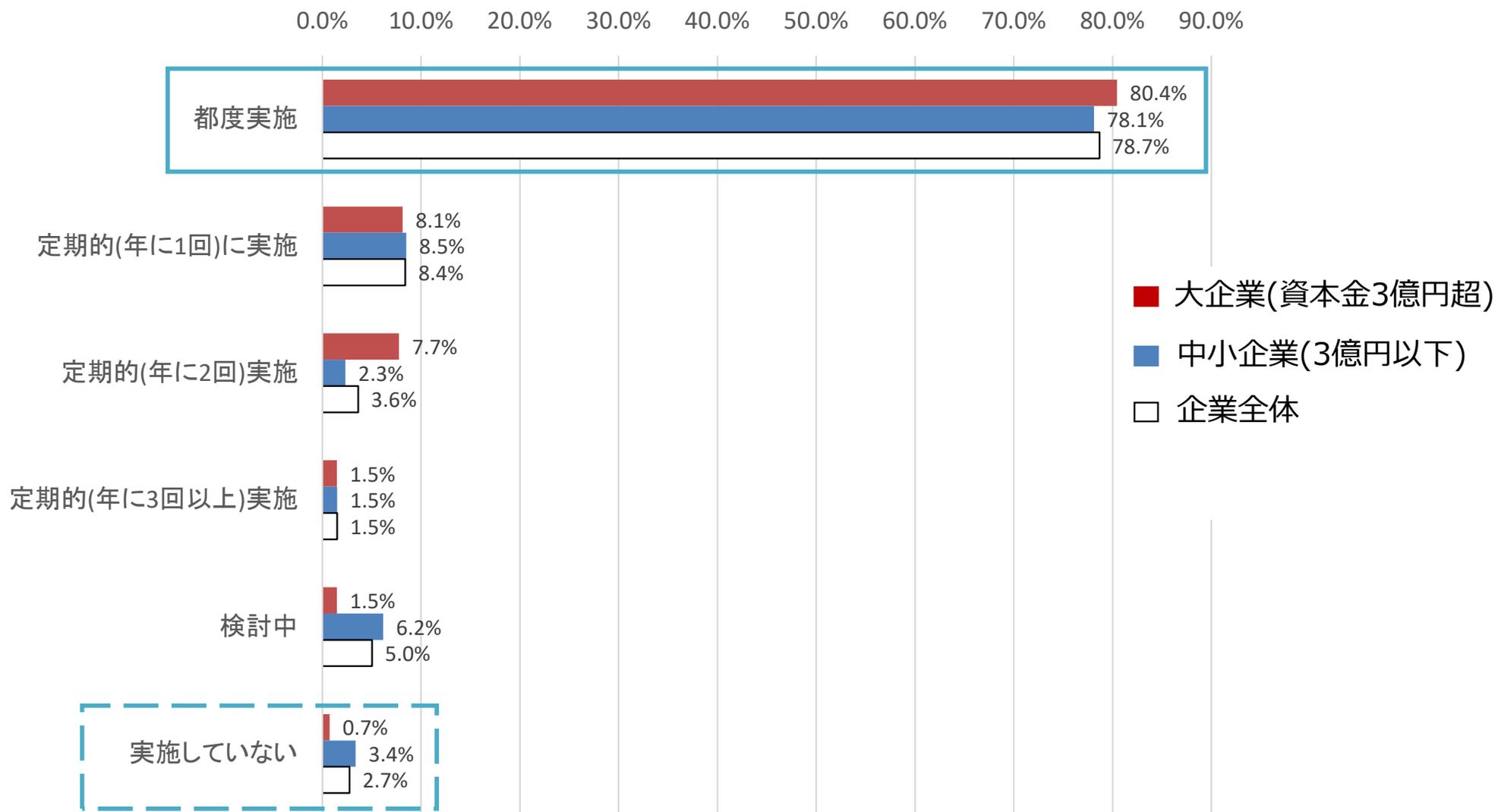
5. 今後の対応

3.取引適正化に関する取組について (①)

- 宣言文ひな形では、価格協議の申し入れがあった場合は協議に応じることとされている。
- 申し込みを受けた都度協議を実施している企業が8割いる中で、申し入れがあった場合でも協議を「実施していない」企業が一部存在。

取引先との価格協議の実施状況

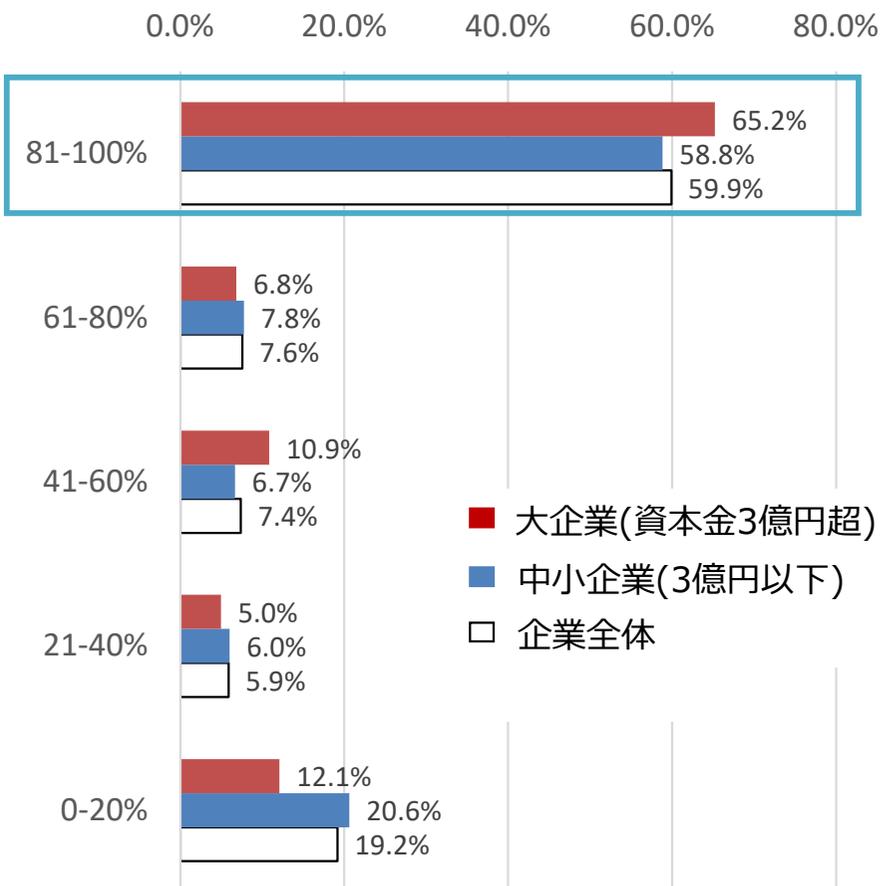
(取引先から協議の申し入れがあったと回答した企業のみ回答(企業全体約58%、大企業約84%、中小企業約52%))



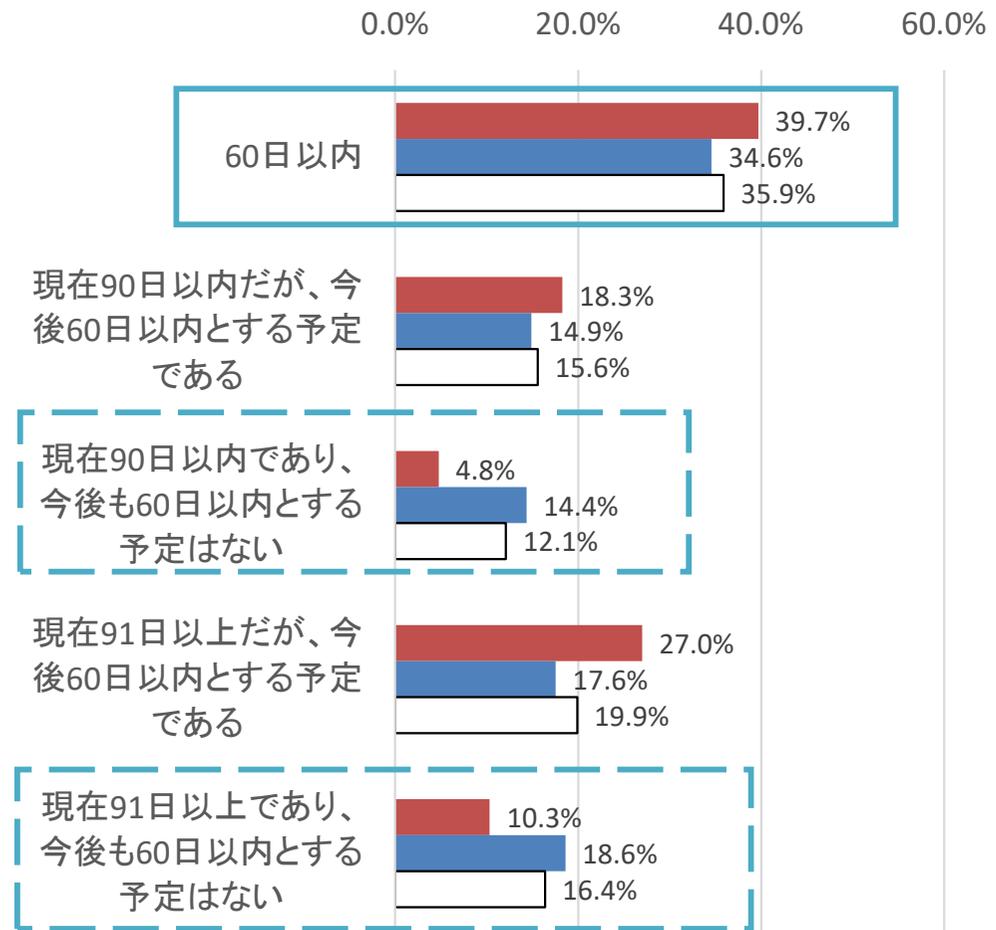
3.取引適正化に関する取組について (②)

- 宣言文ひな形では、「**可能な限り現金で支払うこと**」「**手形の場合は支払いサイトを60日以内とするよう努めること**」とされている。
- **取引先への支払い方法**については、**現金払い**比率が「**81-100%**」が**最多**（約6割）。
- **手形の支払いサイトを60日以内としている企業は約4割**いるが、「**今後も60日以内とする予定はない**」企業が**一部存在**。

取引先への現金による支払い割合



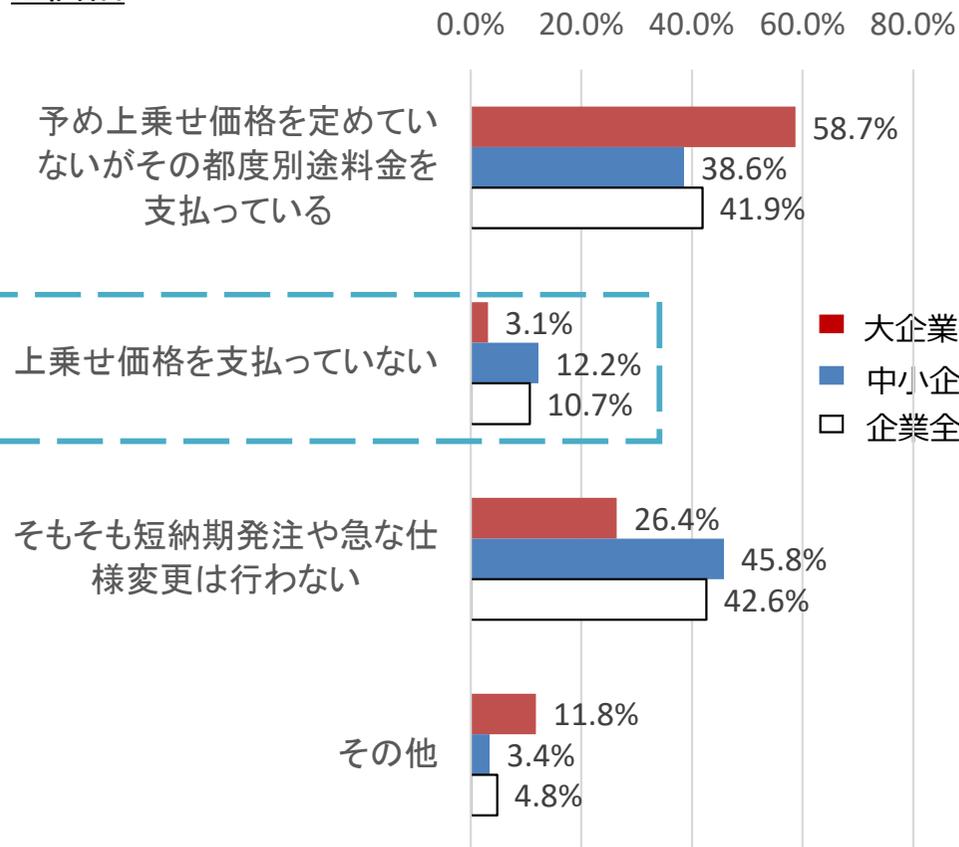
手形の支払いサイトの設定



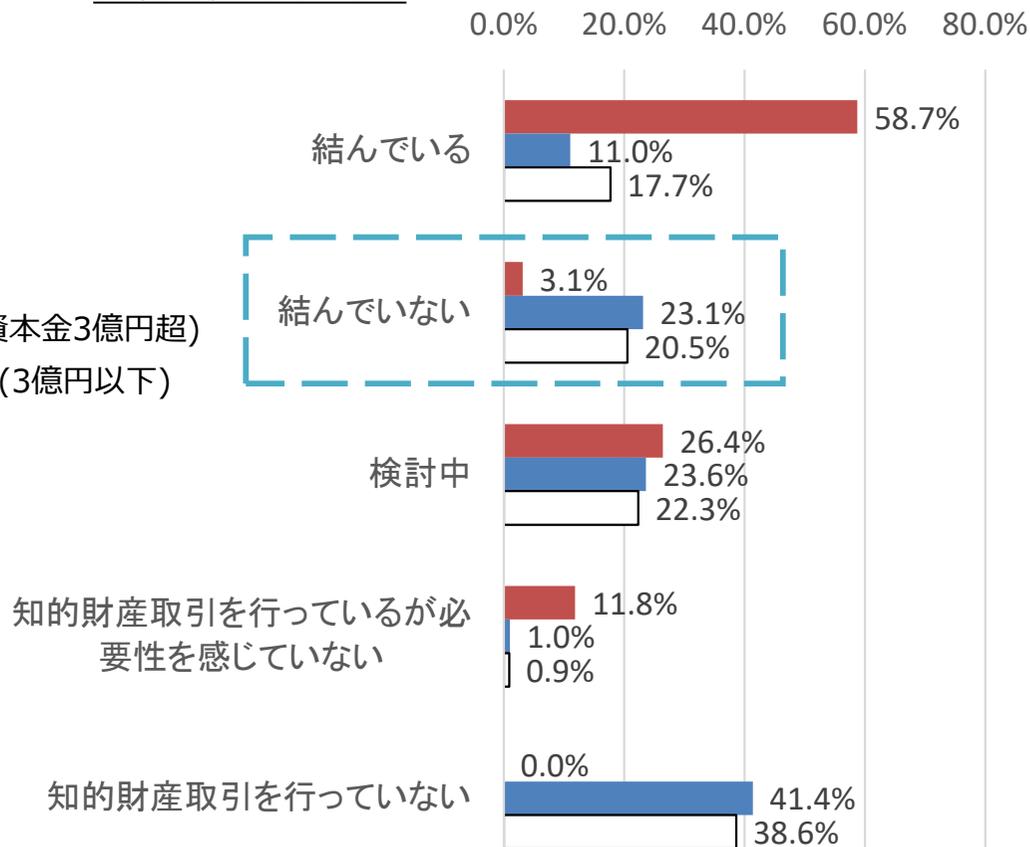
3.取引適正化に関する取組について (③)

- 宣言文ひな形では、「**適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わない**」こととされている。別途料金を支払う、もしくは短納期発注等を行わない企業が多数だが、「**上乗せ価格を支払っていない**」企業も一部存在。
- また、宣言文ひな形では、「**知財取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行う**」とされている。**ガイドラインに基づく契約を結んでいる大企業は多いものの、結んでいない企業も一部存在。**

短納期発注や急な仕様変更を行う必要が生じた場合の支払い価格



知財取引に関して、知的財産取引に関するガイドラインに基づいた契約を結んでいるか

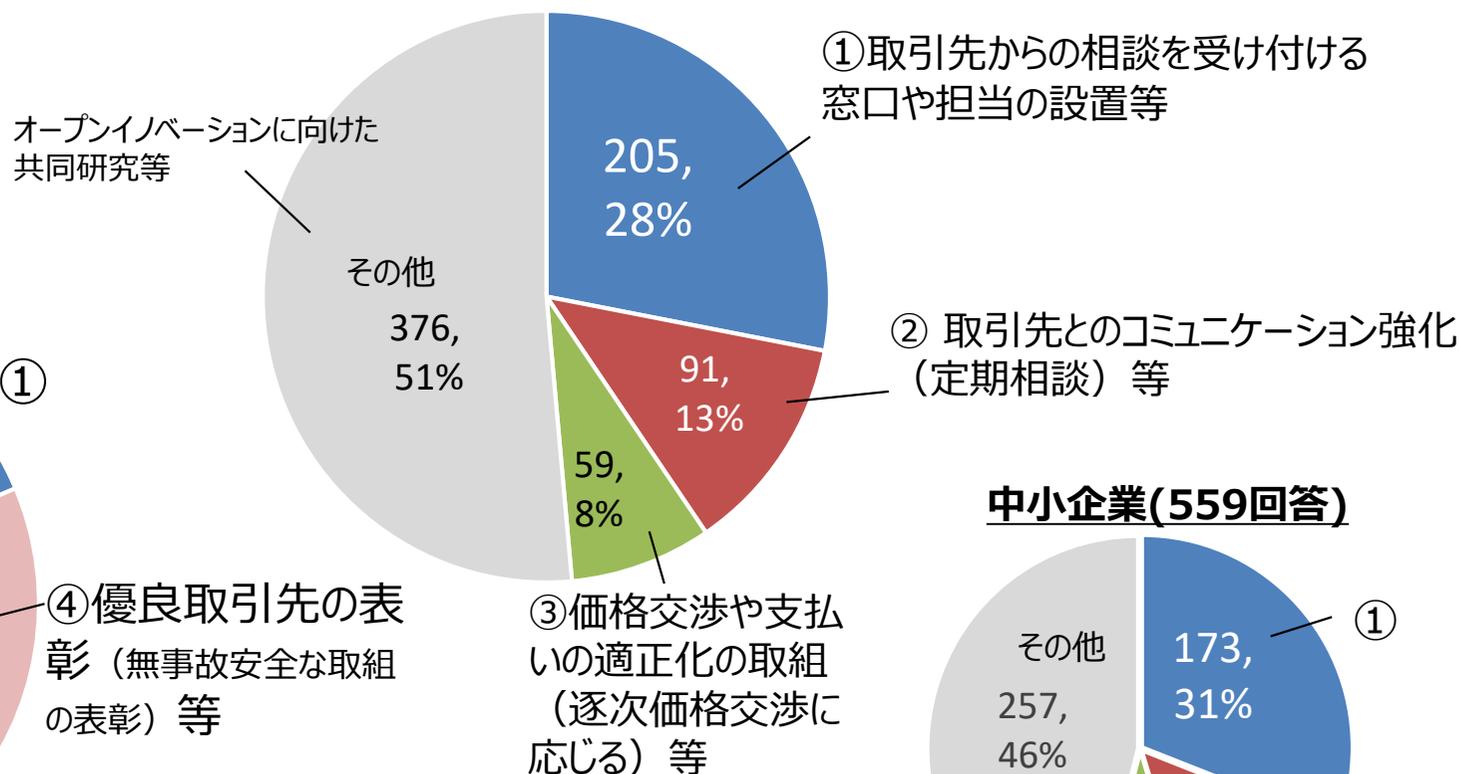


1. 宣言に関する周知の状況
2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組について
3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組について
4. その他、(2、3に関して) 独自の取組み・工夫の例
5. 今後の対応

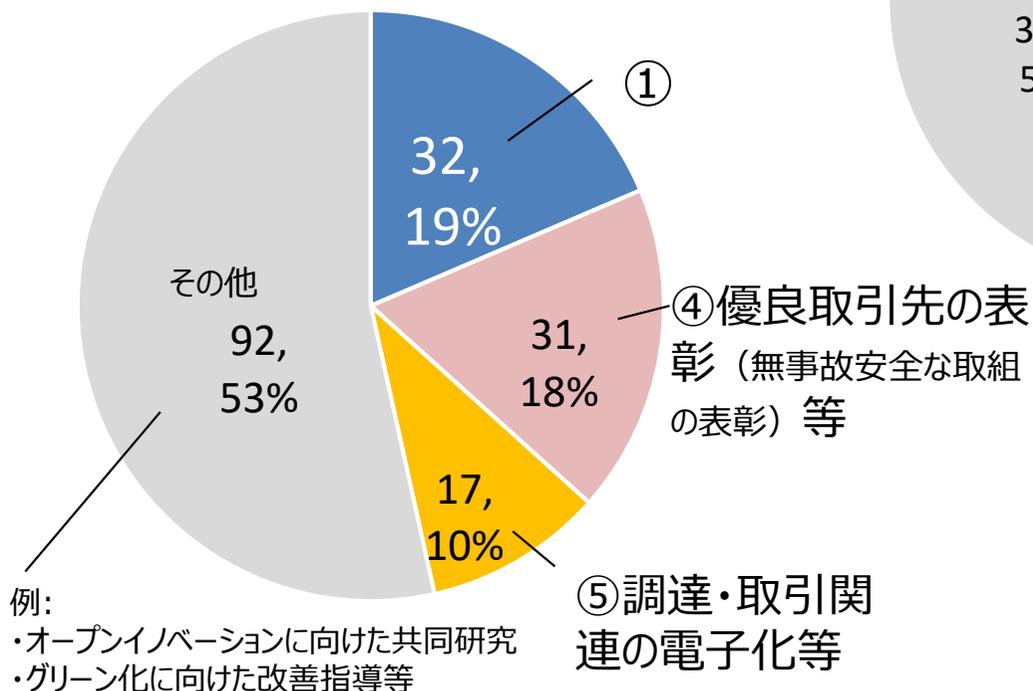
4.独自の取組・工夫の例

- 全企業では、①取引関連の担当や窓口の設置、②取引先に対するコミュニケーションの強化、③価格交渉や支払いの適正化の取組等が多い。
- 大企業では、①取引関連の担当や窓口の設置に続き、④優良取引先の表彰の取組や、⑤調達・取引関連の電子化等の取組が多い。

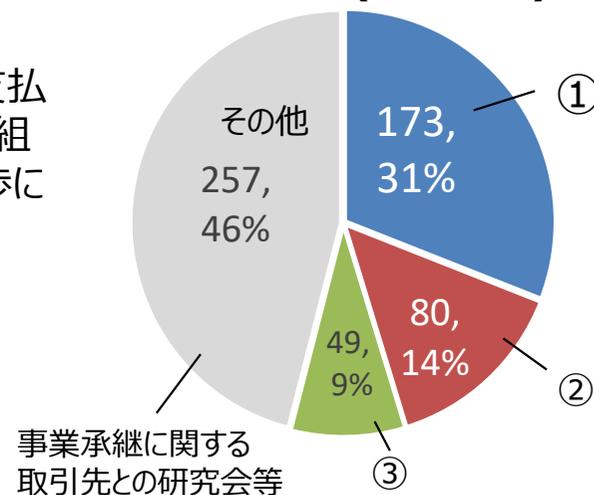
全企業(731回答)



大企業(172回答)



中小企業(559回答)



1. 宣言に関する周知の状況
2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組について
3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組について
4. その他、(2、3に関して)独自の取組み・工夫の例
5. 今後の対応

5. 今後の対応

1. 本結果を公表することに加え、調査へ回答した宣言企業に対しては個別に送付。

⇒ 「取引先への宣言文の配布・送信」、「調達担当者にまで周知」、「グリーン化や働き方改革等の分野で取引先との連携」等に取り組む宣言企業があることを強調。回答企業において、自社の回答内容と、全体結果を照らし合わせることで、自社の取組の改善点の確認と、改善の実行を促す。

⇒ 手形の支払いサイトを「**60日以内とする予定がない**」と回答した企業については、「手形のサイトの短縮」(令和4年2月16日 中小企業庁取引課、公正取引委員会企業取引課)において、**令和6年を目途として手形等の支払いサイトを60日以内とするよう要請**されている旨を周知。

⇒ 「『**知的財産取引に関するガイドライン**』に基づいた**契約を結んでいない**」と回答した企業については、**振興基準**において同ガイドラインを活用するものとする旨が記載されていることを周知。

2. また、回答のなかった宣言企業にも結果を送付し、他の宣言企業が何を実行しているか関心を高め、次回以降の回答率の向上、宣言内容の実行に繋げる。

3. 例年実施している下請企業を対象とした各種調査を活用し、下請企業からの回答内容と、今後も実施するパートナーシップ宣言企業向けの調査での宣言企業自身からの回答内容とが整合しない場合等においては、宣言文のHP公表とり下げも含め、宣言内容の実効性向上に向けて制度運用を進める。